

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業(指定通所型サービスA)

重要事項説明書

社会福祉法人ふきのとう
ふきのとう すこやかシニア教室

様が利用しようと考えている指定通所型サービス A について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この重要事項説明書は、「綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年 3 月 28 日告示第 20 号)」及び「綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱(平成 28 年 3 月 28 日告示第 22 号)」の規定に基づき、指定通所型サービス A の提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所型サービス A を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人ふきのとう
代表者氏名	新庄 祐士
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	京都府綾部市岡町長田 3 番地の 1 事務局 電話 0773-42-8200 ファックス 0773-43-0823
法人設立年月日	令和 4 年 3 月 日

2 利用者に対しての指定通所型サービス A を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ふきのとう すこやかシニア教室
介護保険指定 事業所番号	
事業所所在地	京都府綾部市鷹栖町豊後田 32 番地 山家公民館基幹集落センター
連絡先 相談担当者名	中筋 小規模多機能型居宅介護施設 丹都 電話 0773-40-5515 ファックス 0773-43-0830 長澤 徹也
事業所の通常の 事業の実施地域	綾部市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な身体の筋力向上のための体操、口腔機能向上又は栄養改善の指導等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び社会参加を目指すことを目的とします。
運営の方針	<p>① 事業所は、自らその提供する指定通所型サービス A の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ることができるよう努めます。</p> <p>② 事業所は、指定通所型サービス A の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むこと及び社会参加することができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たります。</p> <p>③ 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。</p>

	④ 事業所は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	第2水曜日、第4水曜日
営業時間	午前9時30分～午後11時30分
営業しない日	営業日以外

(4) 事業所の職員体制

管理者	1名
看護職員	1名
介護職員	3名

(5) サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者(管理者)は、下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	長澤 徹也
-----	-------

(6) サービスの提供方法

- ① 指定通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。
- ② 管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成します。
- ③ 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント計画又は居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- ④ 管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとします。
- ⑤ 管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付するものとします。
- ⑥ 指定通所型サービスAの提供に当たっては、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
- ⑦ 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- ⑧ 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を

もってサービスの提供を行うものとします。

- ⑨ 管理者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとします。
- ⑩ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告するものとします。
- ⑪ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとします。
- ⑫ 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用するものとします。

3 利用料

(1)利用料は下表のとおりです。介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた自己負担分をお支払いいただきます。

サービス名称	利用者負担金	上限回数
通所型サービスA	305 円(負担割合 1 割)	月 2 回程度
	610 円(負担割合 2 割)	
	915 円(負担割合 3 割)	

(2)その他の費用

送迎代	利用者の希望により、送迎を行った場合、片道 102 円をお支払いいただきます。
その他	上記以外において必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費をお支払いいただきます。

(3)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス利用をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の 50%の額

(4)お支払い方法

上記の利用料は、サービスのご利用毎に請求しますので、現金でお支払いください。利用者負担金を受領した時は、領収書を発行します。

4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所型サービスAの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者】	事 業 所 名 電 話 番 号 介 護 支 援 専 門 員	
【主治医】	医 療 機 関 名 主 治 医 名 電 話 番 号	

5 事故発生時の対応方法について

指定通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定通所型サービスAの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 綾部市福祉保健部 高齢者支援課 介護保険担当	所 在 地 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話番号 0773-42-4261 ファックス番号 0773-42-0048 受付時間 8:30～17:15(土日祝は休み)
--	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
保 險 名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)
補 償 の 概 要	施設・事業活動遂行事故等

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	新庄 祐士
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

8 記録の整備

事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

9 衛生管理及び感染症の予防・まん延防止対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6

月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業所の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○ 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

○ 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要であると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行います。

○ 検討の結果等を踏まえて、速やかに(必ず翌日までに)具体的な対応をします(利用者へ謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)。

○ 記録を台帳に保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 ふきのとう すこやかシニア教室 受付担当者:長澤 徹也(管理者) 解決責任者:小林 勝(事務局長)	所在地 京都府綾部市岡町長田3番地の1 電話番号 0773-40-5515 ファックス番号 0773-43-0830 受付時間 8:30~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 綾部市福祉保健部 高齢者支援課 介護保険担当	所在地 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話番号 0773-42-4261 ファックス番号 0773-42-0048 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620番地 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝は休み)

11 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス利用中に気分が悪くなった時は、すぐに職員にお申し出ください。

(2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑になるような行為はご遠慮ください。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、出来る限り早めに事業所の担当者へご連絡ください。

12 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容について同意の上、本書面を受領しました。

事業者	所在地	京都府綾部市岡町長田3番地の1
	法人名	社会福祉法人ふきのとう
	代表者名	新庄 祐士 印
事業所	事業所名	ふきのとう すこやかシニア教室
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

家族 (代理人)	住所	
	氏名	印